

相談

生活相談

(総務課)

隣保事業（生活相談員）による生活相談（人権、福祉、教育、就業等）を実施しています。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所

ふれあいセンター

堀之内集会所

※各相談所の相談日程については、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

○お問い合わせ

ふれあいセンター

☎(84)3595 (直通)

消費生活相談

(産業課)

専門の相談員が町民のみならずの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。専門の相談員への相談は無料で、秘密は厳守します。

お気軽にご相談ください。

○日時

3月13日(水)

午前9時～午後4時30分
(正午～午後1時を除く)

○場所

ひばりの里

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582 (直通)

障害者相談

(健康福祉課)

町では、障害者(児)やそのご家族などからの相談に応じ、その方に合わせた情報の提供・助言を行っている窓口があります。

この窓口には、専門の相談員が配置され、身体障害・知的障害・精神障害について障害者(児)がかかえる様々な悩み・問題などを一緒に考えていきます。事前に電話等でご予約いただければ、自宅訪問を行うこともできますので、ぜひ、ご利用ください。

○日時

3月7日(木)

午後2時30分～午後4時

○場所

役場1階 小会議室

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)



国民年金保険料の納め忘れにご注意を

年金制度は、「年をとったとき」、「病気やケガで障害の状態になったとき」、「死亡したとき」などに国が年金を支給し、本人又は家族の生活を守るという社会保障です。

みんながお互い協力して助け合い、将来を支え合う制度です。

保険料納付は、私たちの大切な義務ですので、納め忘れのないようにしましょう。

納付は便利で納め忘れのない口座振替を利用しましょう。

○お問い合わせ

下館年金事務所

☎0296(25)0829

消防車のサイレン音の違い

サイレン音の違いで災害の種類が分かります。

『ウゥ・カンカン』と警鐘

つきの場合は、火災の出勤をするとき、『ウゥ・ウゥ・ウゥ』とサイレン音だけの場合は、火災以外の救助・救急支援・警戒などの災害で出勤するときです。

○救急車を呼んだのに消防車が来てビックリしないで

救急車を呼んだのに、消防車が来たとき、驚かれることがあります。近くの救急車が出勤中ですが、救急隊が現場に到着するのが遅れるときや救急隊のみでは搬送や処置が困難な場合には、消防車も同時に出動し、救急隊の活動を支援します。

○お問い合わせ

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部 消防救助課

☎(47)0135

渡良瀬遊水地ヨシ焼き実施のお知らせ

害虫の駆除、野火による周辺家屋への類焼防止及び湿地環境の保全等のため、次のとおりヨシ焼きを実施します。

風向きや上昇気流により、灰や煙が広範囲に飛散し、洗濯物への付着、庭や屋根への降灰等することがありますが、ご理解ご協力をお願いします。

○日時

3月16日(土)

午前8時30分～

※悪天候等で中止の場合、3月17日(日)又は3月24日(日)に延期となります。

○実施範囲

渡良瀬遊水地全域

○お問い合わせ

渡良瀬遊水地ヨシ焼き連絡会 実施本部

☎0282(62)1161

家畜の飼育状況の報告について

愛玩用の家畜を飼育されている方は、家畜伝染病予防法により、毎年2月1日現在の飼育頭羽数等を県に報告することになっていきます。

報告が必要な家畜は、次のとおりです。

・牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚、いのしし

・鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ぼろぼろ鳥、七面鳥

これらを1頭(羽)でも飼育していれば、ペットであっても報告の必要があります。

犬、猫、うさぎ、インコなどは対象となりません。

報告用紙など詳しいことは、茨城県県西家畜保健衛生所までお問い合わせください。

○お問い合わせ

茨城県県西家畜保健衛生所

☎0296(52)0345

自動車税の減免制度について

茨城県では、心身に障害のある方が自身が使用(所有)する自動車、障害のある方のために常時介護する方が使用する自動車について、一定の要件を満たす場合、申請による自動車税の減免制度を設けています。減免の対象となる自動車は、障害者の方1人につき1台(軽自動車を含む)です。

詳しい内容や申請方法については、茨城県県西県税事務所までお問い合わせください。

○お問い合わせ

茨城県県西県税事務所

☎0296(24)9190